

# 基本制度

## 意向確認 【ご加入前のご確認】

きずな医療は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

## きずな医療

配当金対象

きずな医療【生命保険】  
短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)  
契約のしおり、約款についてはパンフレットをご覧ください。

### ■保障内容 【加入対象区分：本人・配偶者・子ども】

加入対象区分	コース	入院給付金 病気やケガで2日以上継続して入院をしたとき	死亡保険金 保険期間中に死亡したとき
本人	8,000円	日額 8,000円	一律 10万円
	5,000円	日額 5,000円	
	3,000円	日額 3,000円	
配偶者・子ども	5,000円	日額 5,000円	
	3,000円	日額 3,000円	

※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。

※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

※配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。

※本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者、子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者、子どもは同時に脱退となります。

※本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の給付金および、配偶者、子どもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

### 例えばこんなときに…

病気による入院

胃潰瘍  
十二指腸潰瘍  
虫垂炎など



異常分娩  
など



糖尿病  
高血圧  
心臓病  
脳出血  
など

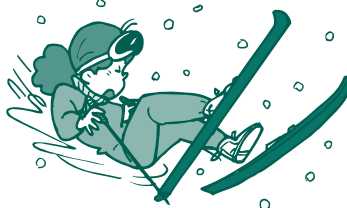


ケガによる入院

交通事故など



スポーツ中の事故など



その他の  
事故など



給付種類	給付事由	給付内容
入院給付金	加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額

(\*) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## ■月額掛金

(単位：円)

年齢	生年月日	本人	本人・配偶者		子ども
		8,000円コース	5,000円コース	3,000円コース	5,000円コース
15～19歳	H.16.4.2～H.21.4.1	1,653	1,044	638	一律 1,117円 (3～22歳)
20～24歳	H.11.4.2～H.16.4.1	2,100	1,323	805	
25～29歳	H. 6.4.2～H.11.4.1	2,412	1,518	922	
30～34歳	H. 1.4.2～H. 6.4.1	2,532	1,593	967	
35～39歳	S.59.4.2～H. 1.4.1	2,526	1,590	966	
40～44歳	S.54.4.2～S.59.4.1	2,780	1,751	1,065	3,000円コース
45～49歳	S.49.4.2～S.54.4.1	3,188	2,009	1,223	一律 679円 (3～22歳)
50～54歳	S.44.4.2～S.49.4.1	4,050	2,553	1,555	
55～59歳	S.39.4.2～S.44.4.1	5,199	3,282	2,004	
60～64歳	S.34.4.2～S.39.4.1	7,054	4,459	2,729	
65～69歳	S.29.4.2～S.34.4.1	10,121	6,404	3,926	

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例) 保険年齢40歳＝令和5年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

新規加入・増額をされる場合は必ず加入資格・告知内容をご確認ください

**意向確認【ご加入前のご確認】**

きずな医療プラスは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 病气やケガで入院した場合、給付金をお支払いします。
- 入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合、給付金をお支払いします。
- 先進医療による療養を受けた場合、給付金をお支払いします。

# きずな医療プラス

**■保障内容** 【加入対象区分：本人・配偶者・子ども】

基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約

支援給付金額（コース） 本人・配偶者：5万円・2.5万円 子ども：2.5万円

**きずな医療プラス【生命保険】**

家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険

契約のしおり、約款についてはパンフレットをご覧ください。

※対象となる先進医療については、パンフレットの給付金に関するご注意をご確認ください。

加入対象区分	コース名	病气・ケガで入院をしたとき（1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回） 〈治療支援給付特約〉 〔入院支援給付金〕	入院を伴わない手術を受けたとき （診療報酬点数合計2,000点以上） 〈治療支援給付特約〉 〔外来手術給付金〕	入院を伴わない放射線治療を受けたとき 〈治療支援給付特約〉 〔外来放射線治療給付金〕	先進医療による療養を受けたとき（入院を伴わない場合も対象） 〈先進医療給付特約〉 〔先進医療給付金〕
本人・配偶者	5万円コース	5万円	5万円	5万円	先進医療の技術に係る費用と同額 （通算2,000万円まで）
子ども	2.5万円コース	2.5万円	2.5万円	2.5万円	

※入院支援給付金のお支払は、1入院について5回、通算して36回を限度とします。

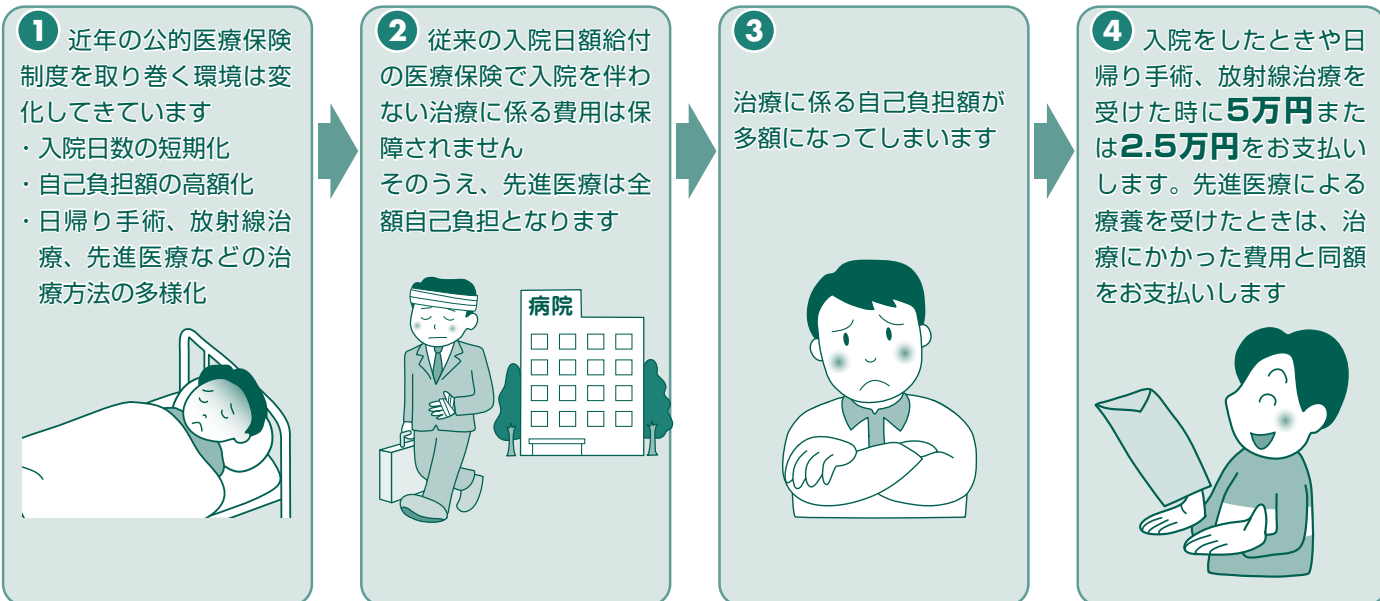
※外来手術給付金のお支払は、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。

※外来放射線治療給付金のお支払は、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。

お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。

※先進医療給付金のお支払は、通算して2,000万円を限度とします。

※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。



## ■月額掛金 基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約

(単位：円)

コース(支援給付金額)		5万円コース		2.5万円コース	
性別		男性	女性	男性	女性
本人・配偶者	15歳～19歳	568	423	321	248
	20歳～24歳	483	583	278	328
	25歳～29歳	488	823	281	448
	30歳～34歳	513	963	293	518
	35歳～39歳	618	958	346	516
	40歳～44歳	748	923	411	498
	45歳～49歳	963	993	518	533
	50歳～54歳	1,238	1,108	656	591
	55歳～59歳	1,673	1,288	873	681
	60歳～64歳	2,298	1,593	1,186	833
	65歳～69歳	2,708	1,998	1,391	1,036
子ども(3～22歳)		—		一律 368	

※いずれかの金額(コース)を選んでください。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例)保険年齢40歳=令和5年10月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

※配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。

※本人が脱退した場合には、配偶者・子どもは同時に脱退となります。

※子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員加入となります。

※本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

※給付金の受取人は保険料負担者(本人)です。

新規加入・増額をされる場合は必ず加入資格・告知内容をご確認ください